

# 令和4年度の各課（室）における重点取組事項について

<b>1 教育総務課</b>	
・ 県教育振興に関する大綱の改定	1
・ 教育情報化の推進	3
<b>2 教職員厚生室</b>	
・ 教職員のメンタルヘルス対策の推進	4
・ 愛媛県奨学資金制度の取組	6
<b>3 社会教育課</b>	
・ 学校・家庭・地域の連携推進	7
<b>4 文化財保護課</b>	
・ 文化財の保存・活用の推進	9
・ 四国遍路の世界文化遺産登録	10
<b>5 保健体育課</b>	
・ 子どもの体力向上と学校体育の充実・部活動改革の推進	12
・ 学校安全の推進	13
<b>6 全国高校総体推進室</b>	
・ 全国高校総体開催準備の仕上げ及び開催時の運営管理	14
・ 高校生の競技力向上	14
<b>7 義務教育課</b>	
・ ICTの効果的な活用による学びの充実	15
・ 不登校対応の充実	16
<b>8 高校教育課</b>	
・ グローバル社会を生き抜くための確かな学力の向上と豊かな心の育成	17
・ 県立学校振興計画	22
<b>9 人権教育課</b>	
・ 人権意識の高揚と指導者育成に向けた取組	24
・ いじめ防止対策の充実	25
<b>10 特別支援教育課</b>	
・ 特別支援学校の教育環境の整備・充実	26
・ 障がいのある子どもに対する支援体制の充実	26

## 教育振興に関する大綱の改定について

### 1 大綱とは（H26.7.17 文部科学省初等中等教育局長通知）

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3～4 （略）

### 2 策定の考え方

- 知事と教育委員会が政策の方向性を共有し、一致して教育行政の執行に当たることができるよう、知事公約、長期計画等との整合を図る。
- 教育委員会所管分野のみならず、文化、スポーツ等の知事部局所管分野も対象にする。
- 期間は、知事の任期に合わせて4年間（2019～2022年度）  
※当初策定は平成27年5月（第2期は平成31年3月策定）  
次期は令和5年3月策定予定

### 3 大綱の構成

#### （1） 標題

「愛媛県教育振興に関する大綱」

〔副題〕～ 愛顔でつなぐ学びの未来 ～

#### （2） 前文

長期計画長期ビジョン編の「目指すべき将来像」を基礎として、教育の観点から調整

#### （3） 本文（6つの振興方針）

- 教育の観点から、6つの振興方針に整理し、それぞれ「在るべき姿」、「課題」、「目指す方向」について記述
- 項目の順序については、直接に教育の効果を求めるものではなく、教育に係る環境についての項目を先に掲げている。

## 【各振興方針の概要】

### 1 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

学校・家庭・地域の連携、大学等との連携、保育所等との交流・共同研究、私立学校の支援 等

### 2 安全・安心で充実した教育環境の整備

学校耐震化・長寿命化、エアコン設置促進、I C T機器等の整備、防災士取得促進など教員の資質向上、防災教育・交通安全教育の推進 等

### 3 未来を拓く子どもたちの育成

確かな学力の定着・向上、体験活動の充実、道徳教育、キャリア教育、豊かな人間性や健康・体力の育成、教職員の知識・能力向上、学校における働き方改革 等

### 4 特別支援教育の充実

教職員の資質向上、一人ひとりの障害の状態等に応じた指導・支援の充実、キャリア教育、障害のある子どもとない子どもの相互理解、教育環境整備（分校設置等） 等

### 5 人権・同和教育の推進と児童生徒の健全育成

いじめ、不登校、子どもの貧困問題、相談・学校支援体制の充実、児童虐待への対応 等

### 6 生涯学習の推進とスポーツ・文化の振興

生涯学習環境の整備、文化・芸術・スポーツに親しめる環境づくり、文化財の活用、トップアスリートの育成支援 等

## 1 概要

県教育委員会では、文部科学省が示している教育情報化に関する計画や、「GIGAスクール構想の実現」等の施策の内容を踏まえながら、本県全体の教育情報化を総合的・計画的に推進しており、県と市町の教育情報化の基盤である「愛媛スクールネット」の機能提供等を通じて、「教育情報化推進の多面的な支援」と「情報セキュリティの徹底」に、引き続き取り組む。

## 2 令和4年度の実施

### (1) 新規項目

#### ○愛媛スクールネットの次期システム更新に向けた基本設計の実施

令和5年10月の次期システム更新に向けて、令和4年度に次期システムの基本設計を行う。更新に当たっては、基本的に現行システムの機能を踏襲しつつ、セキュリティの確保とともに、ネットワーク環境及びテレワーク環境を改善し、利便性の向上を図る。

### (2) 継続項目

#### ○校務の情報化の推進

愛媛スクールネットや統合型校務支援システムの機能を活用して、県立学校における校務の情報化を進めるとともに、庶務事務システムの導入を検討するなど、学校現場の業務改善に寄与していく。

#### ○県立学校教職員テレワークの利用促進

令和元年7月に導入したテレワークについては、活用事例の紹介やテレワークチャレンジ期間の設定などを通じて、引き続き効果的な活用がなされるよう利用促進に取り組む。

#### ○情報セキュリティの徹底

愛媛県県立学校情報セキュリティポリシーに基づき、教職員に対する「情報セキュリティ研修」や「ポリシー遵守の自己点検」、学校に対する「情報セキュリティ監査」などを実施し、県立学校が取り扱う児童生徒の個人情報等、校務データの情報セキュリティ徹底を図っていく。

#### ○県と市町の連携

県と市町の教育委員会で構成する「県市町教育情報化推進会議」を定期的で開催して、ICT環境整備や情報セキュリティ確保の取組等について情報交換や協議を行い、市町を含む本県全体の教育情報化を進めていく。

# 教職員のメンタルヘルス対策の推進について

教職員厚生室

## 【令和4年度の重点取組】

### ○未然防止

- ・ 初任者等若手教職員に焦点を当て、メンタルヘルス不調の未然防止に取り組む。

### ○相談事業等の利用促進

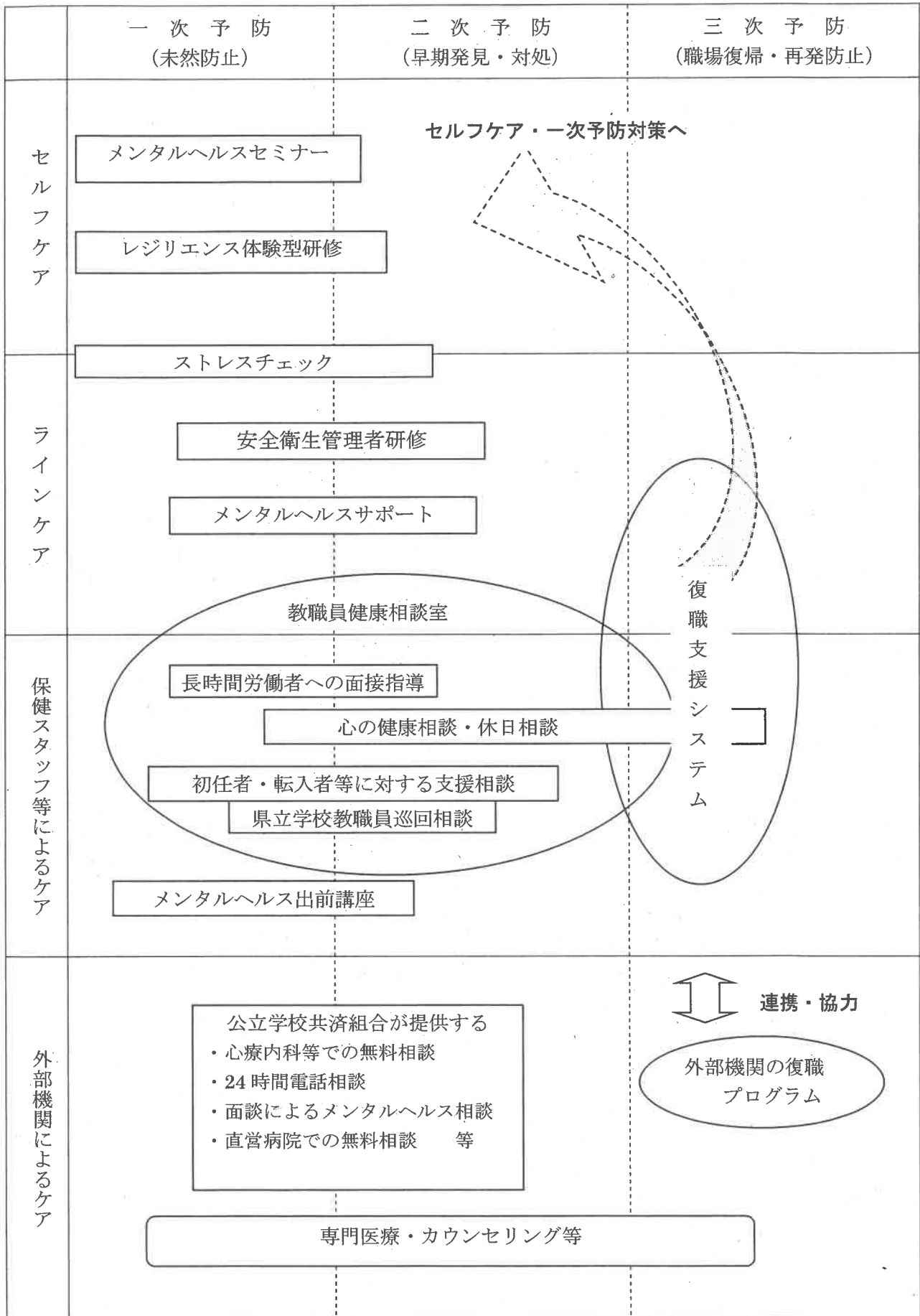
- ・ オンライン面談・休日相談など相談しやすい環境を整備しつつ、復職支援システムの活用も含め、メンタルヘルス事業の利用促進に努める。

※働き方改革など教職員を取り巻く社会の変化や現状を踏まえ、「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック」を改定。

## 【令和4年度のメンタルヘルス事業】 ※網掛は県教委実施

ステージ	事業名	対象	内容
一次予防 (未然防止)	メンタルヘルスセミナー	公立学校教職員	オンラインセミナー、少人数健康づくりセミナーの実施
	レジリエンス体験型研修事業	公立学校初任者等若手教職員	ストレスに対するレジリエンス(跳ね返す力、回復力)高めるための研修
	ストレスチェック制度	県教委・ 県立学校全教職員	セルフケアと集団分析の結果活用による職場環境改善を促す
	メンタルヘルス出前講座	県教委・ 県立学校教職員	講演及びストレス対処方法のワークショップ等の実施
	メンタルヘルスサポート	公立学校教職員	共済支部が講師の選定や派遣を支援
	安全衛生管理者研修会	県教委・ 県立学校管理職等	メンタルヘルス対策等研修
	教職員心と体の健康相談	県教委・ 県立学校教職員	県庁内教職員健康相談室(常設)における産業医、臨床心理士、保健師等による相談
	県立学校教職員巡回相談	県立学校教職員	産業保健スタッフによる学校現場におけるメンタルヘルス対策支援
	予防型巡回メンタルヘルス支援相談事業		若手教職員を中心とした初任者等を対象に保健師等が個別相談を実施
	転入者等へのメンタルヘルス支援相談	県教委	面談やストレスチェック等の実施
二次予防 (早期発見、対処)	メンタルヘルス休日相談	公立学校教職員とその家族	県下3会場で休日における臨床心理士による相談
	過重労働に係る保健指導	県教委・ 県立学校教職員	産業医の面接指導
	教職員こころの健康相談事業	公立学校教職員	県内12箇所の精神科クリニックにおける無料相談  外部機関による支援
	教職員電話健康相談24		
	Web相談(こころの相談)		
	電話・面談メンタルヘルス相談		
メンタルヘルス相談【四国中央病院】			
三次予防 (復職支援、再発防止)	教職員復職支援システム	精神疾患による休職した公立学校教職員	産業保健スタッフと学校現場の連携による休職者支援
	職場復帰支援プログラム	公立学校教職員	グループワークや模擬授業等の実施

# 【心の健康づくりに関する事業イメージ図】



## 愛媛県奨学資金制度の取組について

教職員厚生室

### 1 目的

優秀な学生又は生徒であって、経済的理由により就学困難な者に対し学資金を貸与することにより、有用な人材を育成する。

### 2 対象

高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学する者を対象とする。

- ・中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校の専攻科を含む。
- ・専修学校の高等課程は、修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。

### 3 募集区分

毎年、次の3区分で募集する。出願手続は、いずれも在学学校を通じて行う。

区 分	予 約 採 用	在 学 採 用	緊 急 採 用
対 象 者	高等学校等へ進学希望の 中学3年生等	高等学校等在学者	高等学校等在学者で、 家計急変等が生じた者
募 集 時 期	進学する前年の10月頃	6月頃	随 時
出 願 手 続	5月	9月	随 時

### 4 主な出願資格

- (1) 対象となる学校に在学すること。（予約採用の場合は、進学希望であること。）
- (2) 保護者が愛媛県内に居住すること。
- (3) 母子父子寡婦福祉資金（修学資金）、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金、日本学生支援機構の貸与型奨学金又は特別支援学校就学奨励費（第Ⅰ・Ⅱ区分）の貸与等を受けていないこと。

### 5 貸与額及び貸与期間

次表のとおり貸与限度額（月額）を定め、採用年度の4月（緊急採用の場合は、家計急変等の生じた月）から卒業まで、毎月貸与する。

休学・長期欠席の場合は奨学金の交付を休止し、退学等のときは貸与を停止する。

学校種別・通学形態	自 宅	自 宅 外
国公立	18,000円	23,000円
私 立	30,000円	35,000円

・月額は、左記の限度額又は限度額までの範囲で5,000円刻みの額を選択できる。

### 6 利息

無利息

## 1 学校・家庭・地域連携推進事業

地域と学校とが協働した教育の取組の中核となる「地域学校協働活動」とコミュニティ・スクールとの一体的な推進を図るとともに、体験的な活動等を提供する「放課後子ども教室」、放課後等の学習支援を行う「えひめ未来塾」、土曜日等に地域人材を活用して行う「土曜教育活動」、保護者への学習や相談を行う「家庭教育支援」の5つの活動に取り組むことによって、地域の実情等に応じた地域と学校の連携・協働体制の構築に努める。

### (1) 県事業

ア 「地域と学校の連携・協働体制構築推進協議会」の設置

- ・ 効果的な取組の在り方・成果等についての検証・評価
- ・ 教育課題の解決を図る総合的な協働活動の在り方についての検討等

イ 活動別研修事業

各活動別に研修会を開催し、事業関係者の資質・能力の向上を図るとともに、好事例の共有や関係者のネットワーク化を図る。

○地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進

○放課後子ども教室・えひめ未来塾 ○放課後子ども総合プラン関係者

○家庭教育支援

ウ 普及啓発事業

- ・「愛顔でつなぐ“学校・家庭・地域”の集い」の開催

令和4年9月29日（木） 県生涯学習センター

- ・実践事例集の作成・Web公開（データ提供）

エ 教育サポート企業活用促進事業

教育サポート企業フェスタ

### (2) 市町補助事業（県内17市町で実施）松山市を含む

ア 地域学校協働活動（10市町152か所）

イ えひめ未来塾（6市町69か所）

ウ 放課後子ども教室（12市町103教室）

エ 土曜教育活動（6市町18か所）

オ 家庭教育支援（10市町7チーム）

## 2 地域教育プロデューサー配置支援事業

学校と地域の橋渡し役・つなぎ役、地域教育の魅力を推進する者として、市町が地域教育プロデューサー及び地域教育協力隊を配置する事業の支援を行い、学校を核とした地域づくり、教育の魅力化による地方創生、地元に残る人材の育成を推進する取組を県が支援する。

人材としては、地域おこし協力隊の制度を活用し、地域の教育課題に取り組む教育に特化した地域おこし協力隊員（OB・OGを含む。）を市町が配置する。



- (1) 配置促進啓発事業
  - ア 地域おこし協力隊募集説明会  
「地域おこし協力隊導入・定着促進事業」（地域政策課）との連携
  - イ 市町等対象事業説明会（年1回）  
地域教育プロデューサー配置促進にかかる説明会
  - ウ 地域教育プロデューサー活動のリーフレット作成
- (2) 地域教育プロデューサー活動支援・ステップアップ研修事業
  - ア 定期情報交換会（年3回）  
東・中・南予管内ごとに情報交換を実施  
実施主体は、各教育事務所地域教育推進課
  - イ 地域教育プロデューサーステップアップ研修会（年3回）  
幅広い参加者による研修  
他県の先進事例による研修やワークショップ
- (3) 配置状況（令和4年3月31日時点）
  - ア 地域教育プロデューサー 8名  
松野町2名、東温市1名、西予市4名、内子町1名
  - イ 地域教育協力隊 1名  
内子町1名

### 3 社会総がかりの学校教育支援推進事業「えひめ学校・地域教育サポーター」

確かな学力の定着、キャリア教育の充実等、子どもたちにとってより効果的な学習経験の場が求められている今日的課題に 대응するため、出前授業等を通して教育活動の支援を行う企業・団体等について、愛媛県教育委員会（以下「県教委」という。）として、えひめ学校・地域教育サポーターとしてデータベースに登録し、地域の教育資源を適切に活用できる教育支援体制を整備する。

- (1) 事業開始：平成25年9月
- (2) 登録数：209社の企業・団体（令和4年4月1日時点）
- (3) 教育委員会の役割
  - ア 事業趣旨及び内容の周知、申請募集、申請企業・団体等の審査
  - イ 登録企業及び支援内容のデータベース化、県教委のホームページへの掲載
  - ウ 学校及び地域における教育活動を行う団体等へ周知
  - エ 年度実績の取りまとめ
- (4) 登録企業・団体等が行う教育支援
  - ア 学校及び地域に出向いての授業の実施、学校及び地域行事等への参加・参画
  - イ 会社・施設見学、会社・施設における講座・学習会等の実施
  - ウ 学校及び地域における教育活動に資する情報提供・資料提供
  - エ その他子どもたちの教育上効果的かつ適切であると認められる支援

## 文化財の保存・活用の推進について

文化財保護課

### 1 愛媛県文化財保存活用大綱（令和3年2月策定）

「支え合い、地域に活かす 文化財～知って、まもって、活かしてつなぐ えひめの魅力～」を基本理念として掲げ、本県における文化財の保存・活用の基本的な方針を明示するとともに、県内の市町が方針を共有し、互いに連携しながら主体的に取り組みを進めていく上での共通の基盤とすることを目的として策定。

大綱では、文化財の実態や価値を「知る」ことから始め、把握した文化財を指定制度や適切な修理・整備等により「まもり」、わかりやすい解説などをつけて公開するなど「活用」を図り、次世代に「つなげていく」こととしている。

#### 県の基本的な方針

- (1) 学校・社会教育・情報発信等による文化財保護思想の定着
- (2) 保護すべき文化財の掘り起こし
- (3) 積極的な文化財の指定、選定・登録
- (4) 文化財保護体制の強化
- (5) 文化財活用の多様化と強化

### 2 令和4年度の主な取組

大綱の理念を踏まえて、県民の宝である貴重な文化財を地域社会総がかりで継承できるよう、更なる文化財の保存・活用の推進に取り組む。

#### (1) 理解・保存・活用

- 活用事例を踏まえた専門的・実践的な研修等による担い手育成
- SNSを活用した文化財の魅力発信
- 県内の伝統的な祭りや行事の実態調査
- 価値に応じた国や県の指定等による保護
- 文化財保存修理事業に対する県費助成
- 国庫補助事業（保存修理事業、埋蔵文化財発掘調査等）への支援
- 県文化財保護指導員による巡視、現地指導等

#### (2) 市町への支援

- 文化財保存活用地域計画の作成支援

#### (3) 防災・災害発生時の対応

- 風水害対策をテーマとした被災文化財のレスキュー訓練の実施
- 「えひめ文化財防災マニュアル」に基づく保全・復旧対策の普及啓発

# 四国遍路の世界文化遺産登録について

文化財保護課

四国4県及び関係市町村等が世界遺産登録を目指している「四国八十八箇所霊場と遍路道」については、文化庁から①構成資産の保護措置の充実、②顕著な普遍的価値の証明という2つの大きな課題を指摘されている。

このうち、教育委員会では、構成資産の保護措置を担当しており、札所寺院の調査を県教育委員会が、遍路道の測量を市町教育委員会が分担することとしている。

県教育委員会としては、本件を総括的に推進する観光スポーツ文化部で一括計上した予算の移用を受けて調査を実施し、平成28年度以降着実に史跡指定・名勝指定に結び付けている。

## ○ これまでの主な経緯

平成18年11月	「四国八十八箇所霊場と遍路道」について4県で共同提案 ⇒ 「継続審査」
平成19年12月	四国4県と関係市町が共同で再提案
平成20年9月	⇒ <u>文化審議会世界文化遺産特別委員会の調査・審議の結果「カテゴリー Ia」の評価</u>
平成22年3月	「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会設立 (会長:四経連会長、副会長:4県知事 57市町村、霊場会、大学、国支局、NPO等で組織)
平成22年度	札所の文化財詳細調査開始(第60番札所 横峰寺から)
平成22~23年度	「愛媛県歴史の道総合計画」策定
平成25年度	「名勝に関する特定の調査」開始(～27年度、文化庁からの受託事業)
平成26年度	重要文化的景観の候補地区調査(4県連携費)
平成28年度	8月8日 <u>四国4県と関係市町が提案書を文化庁に提出</u> 10月3日 伊予遍路道(仏木寺道、横峰寺道)の史跡指定
平成29年度	10月13日 伊予遍路道(稲荷神社境内及び龍光寺境内、横峰寺境内、三角寺奥の院道)の史跡指定、八幡浜街道笠置峠の史跡指定 星ヶ森(石鎚山遥拝所)の名勝指定 3月22日 <u>林文部科学大臣に4県が暫定一覧表の見直しを要望</u>
平成30年度	10月15日 伊予遍路道(観自在寺道)の史跡指定
令和元年度	10月16日 伊予遍路道(明石寺境内、大寶寺道)の史跡指定 12月 <u>四国4県等が取組の進捗状況を文化庁に提出</u>
令和2年度	3月9日 <u>萩生田文部科学大臣に4県が暫定一覧表の見直しを要望</u> 3月26日 伊予遍路道(岩屋寺道)の史跡指定
令和3年度	4月 四国遍路世界遺産登録推進協議会に名称変更 2月 史跡伊予遍路道(大寶寺境内 等)の追加指定に係る意見具申

## ○ 令和4年度の取組

### 詳細調査の実施

- ・継続 第53番札所 圓明寺(2年目)、第54番札所 延命寺(2年目)、第57番 栄福寺(2年目)
- ・新規 第52番札所 太山寺、第59番札所 国分寺

○ 我が国の世界遺産登録の状況と世界文化遺産暫定リスト

	遺産名称	所在地	暫定一覧表記載	ユネスコに推薦	世界遺産登録
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	H4年	H4年10月	H5年12月
2	姫路城	兵庫県	H4年	H4年10月	H5年12月
3	古都京都の文化財(京都市,宇治市,大津市)	京都府・滋賀県	H4年	H5年9月	H6年12月
4	白川郷、五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	H4年	H6年10月	H7年12月
5	厳島神社	広島県	H4年	H7年9月	H8年12月
6	原爆ドーム	広島県	H7年	H7年9月	H8年12月
7	古都奈良の文化財	奈良県	H4年	H9年6月	H10年12月
8	日光の社寺	栃木県	H4年	H10年6月	H11年12月
9	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	H4年	H11年6月	H12年12月
10	紀伊山地の霊場と参詣道	和歌山県・三重県・奈良県	H13年	H15年1月	H16年7月
11	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	H13年	H18年1月	H19年7月
12	平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	岩手県	H13年	H18年12月 H22年1月	H20登録延期 H23年6月
13	富士山－信仰の対象と芸術の源泉－	静岡県・山梨県	H19年	H24年1月	H25年6月
14	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	H19年	H25年1月	H26年6月
15	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・山口県・ 鹿児島県ほか	H21年	H26年1月	H27年7月
16	ル・コルビュジエの建築作品 －近代建築運動への顕著な貢献－	東京都	H19年	H27(フランス枠)	H28年7月
17	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	H21年	H28年1月	H29年7月
18	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	H19年	H27年1月 H29年2月	H30年6月
19	百舌鳥・古市古墳群	大阪府	H22年	H30年1月	R元年7月
20	北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道・青森県・岩 手県・秋田県	H21年	R2年1月	R3年7月
暫定 一覧表	武家の古都・鎌倉	神奈川県	H4年	H24年1月	<H25取下>
	彦根城	滋賀県	H4年		
	飛鳥・藤原の宮都と関連資産群	奈良県	H19年		
	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群(推薦中)	新潟県	H22年	R4年2月	
	平泉の文化遺産<拡張登録>	岩手県	H24年		

○ 世界文化遺産への登録プロセス

- ①ユネスコの暫定一覧表に記載(遅くとも正式推薦の1年前まで)
- ②文化審議会、世界遺産条約関係省庁連絡会議で、推薦候補を決定
- ③ユネスコ世界遺産センターへ暫定版推薦書を提出(9/30期限)
- ④閣議決定
- ⑤正式推薦書を提出(2/1期限)
- ⑥イコモス(ICoMoS)による審査
- ⑦イコモスの勧告(翌年の4~5月)
- ⑧ユネスコ世界遺産委員会で決議(例年6~7月)

## 1 子どもの体力向上と学校体育の充実・部活動改革の推進について

1 今年度第2期愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3か年計画を策定し、それを基に「令和4年度えひめ子どもの体力向上プラン」を設定した。各学校において「体力アップ推進計画」を策定・活用し、児童生徒の体力向上を図る。特に、運動が苦手な子どもに対し重点的な支援を行うため、子どもの体力向上実技研修会の開催や小学校体育専科教員による授業研究会により、教員の資質向上と授業の改善を図る。

また、関係機関と協力し、各学校における、体力向上に向けた特色ある取組を支援する。

【えひめ子どもの体力向上プラン】

(本県の成果指標)

全国体力運動能力等調査における、体力合計点の県平均が全国平均以上である。

※今年度の体力合計点が、全国平均を上回るよう、各校において「体力アップ推進計画」を策定・活用し、子どもの体力向上を図る。

【小学校体育専科の配置：6校】

泉川小学校（新居浜市） 朝倉小学校（今治市） 北条小学校（松山市）  
郡中小学校（伊予市） 新谷小学校（大洲市） 住吉小学校（宇和島市）

【子どもの体力向上実技研修会：3地区】

東予、中予、南予各地区で、小中学校体育主任を対象に教員の指導力向上に向けた研修会を開催する。市町教育委員会と小中学校が連携し系統的な指導体制の確立を目指す。

2 本県独自の事業である「えひめ子どもスポーツITスタジアム」を実施し、運動する「時間」「空間」「仲間」の提供により、幼児・児童の運動の日常化を推進し、子どもの体力向上の取組を一層強化する。

○ えひめ子どもスポーツITスタジアム

- ・ チャレンジ部門 4種目
- ・ 創作部門 1種目
- ・ ポイント獲得部門 エブリディスポーツ：小学生対象 8種目
- 幼児プログラム：月毎に異なる遊びに取り組む

3 「スポーツ立県」の実現を目指すため、運動部活動について、教育効果が高まるような適切な運営に努めるとともに、部活動指導員の配置や外部指導者の活用により、生徒の多様なニーズに応えられるよう支援する。

また、令和3年度から継続して「地域運動部活動推進事業」に取り組み、中学校を対象として休日の部活動の在り方について実践研究を行うほか、少子化の進行や学校魅力化の展開を視野に、部活動の在り方の見直しを促進する。

(1) 運動部における部活動指導員の配置

市町立中学校（40人）、県立中等前期（2人）、県立高校・中等後期（5人）を配置

(2) 適切な休養日等の設定・遵守

- ・ 休養日は週2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上）
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度

(3) 地域運動部活動推進事業

国が進める令和5年度以降の休日の部活動の地域移行に向けて、地域人材の確保や運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むため、実践研究を行う。（松山市継続実践）

(4) 部活動改革に向けたニーズの把握と方向性の整理

- ・ アンケート調査の実施、ワーキンググループによる検討等

## 2 学校安全の推進について

- 1 自然災害等から児童生徒の命を守るための教職員の初期対応、保護者等に引き渡すまでの組織的な対応、地域との連絡体制の整備等について、地域の自主防災組織及び関係機関と連携した管理体制の強化を図る。

また、児童生徒が自然災害等の危険に際して「主体的に行動する態度」を養うとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる人材育成に取り組む。

さらに、学校の総合的な防災力の向上を図るため、県立学校教職員の防災士を養成する。

### 【学校総合防災力強化推進事業】

- (1) 学校防災教育実践モデル地域研究事業（モデル地域3地域・県立学校2校）
- (2) 学校防災アドバイザー派遣事業

防災に関する専門家を、モデル地域3市町が開催する防災教育推進連絡協議会に派遣する。

### 【県立学校教職員等防災士養成事業】

- (1) 防災士資格取得者を令和4年度末までに1,256名にすることを目標に、200名を養成する。  
※市町教育委員会に対しても、公立幼小中学校教職員等の防災士養成を広く呼びかける。
- (2) 防災士資格を取得した教職員を対象としたレベルアップ研修を開催

- 2 通学路安全対策推進モデル地域の3市町に通学路安全対策アドバイザーを派遣し、効果的な安全対策を指導、助言するほか、学校、警察、道路管理者が連携し、通学路の合同点検や安全対策の検討を行い、安全確保と交通安全の推進を図る。

また、県立高校3校を自転車交通マナー向上対策実践指定校に指定し、交通ルールの遵守や自転車交通マナーの向上に向けた取組を行い、その成果を県内全域へ普及させる。

- 3 事故（アレルギーを含む）や災害時に際して、学校における安全体制の強化、安全教育の充実、教職員の危機管理意識の向上を図るため、各種研修会を開催し、学校安全の知識、理解を深める。

### 【県教育委員会が開催する学校安全に関する研修会】

- (1) 総合危機管理等研修会 幼・小、中、高・特 各校種1回
- (2) 教職員防災管理研修会 東・中・南予 各地区1回

- 4 文部科学省が、平成27年度末に公表した「学校事故対応に関する指針」を踏まえ、学校事故の未然防止及び学校管理下で発生した事故へ適切に対応する。

### ○指針に示された、学校管理下で事故が発生した際の取組の概要

- ・事故にあった児童生徒等への応急手当、被害児童生徒等の保護者への連絡等
- ・死亡事故等が発生した際の国への報告等
- ・死亡事故等が発生した際の関係教職員への聴き取り等の基本調査の実施
- ・基本調査等を踏まえ、外部専門家が参画した調査委員会を設置して行う詳細調査
- ・再発防止策の策定及び実施
- ・被害児童生徒等の保護者への支援 等

# 全国高校総体開催準備の仕上げ及び開催時の運営管理・高校生の競技力向上について

## 1 全国高等学校総合体育大会について

### ① 愛媛県開催競技会場及び日程

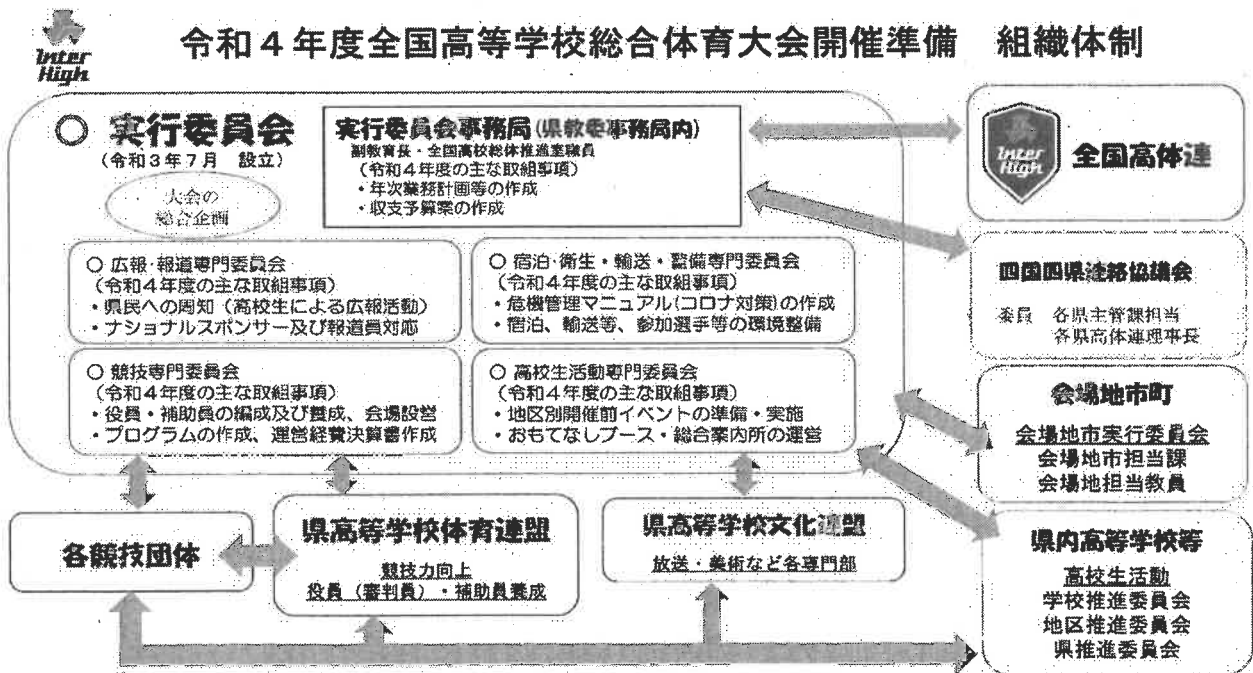
競技種目名 (会場地市)	競技会場名	7月							8月																
		29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
体操競技 (宇山市)	愛媛県総合運動公園体育館																								
柔道 (宇山市)	愛媛県総合運動公園体育館																								
ハンドボール (宇山市)	宇山市総合コミュニティセンター																								
	愛媛県総合運動公園体育館																								
	愛媛県総合運動公園体育館																								
	北条スポーツセンター体育館																								
	松山大学運動キャンパス アオーサアリーナ																								
ソフトテニス (多治市)	多治市総合スポーツパーク テニスコート																								
	多治市総合スポーツパーク テニスコート																								
ボート (多治市)	グリーンピア田川大ホール 玉川湖ボートコース																								
卓球 (宇和島市)	宇和島市総合体育館																								
ウエイトリフティング (新居浜市)	新居浜市市民文化センター																								
	新居浜市市民体育館																								
空手道 (四国中央市)	伊予三喜運動公園体育館																								

(○): 競技種目別開会式 黒丸: 競技種目別開会式後競技 ●: 競技 ◆: 競技終了後閉会式

### ② 四国各県の開催競技種目

県名	競技種目等
徳島県	総合開会式 陸上、サッカー、バレーボール (女子)、ホッケー、弓道、バドミントン
香川県	新体操、バスケットボール、なぎなた、バレーボール (男子)、フェンシング、登山、自転車、カヌー、アーチェリー
高知県	水泳 (競泳、飛び込み、水球)、テニス、ソフトボール、剣道、相撲、ボクシング、レスリング、少林寺拳法
愛媛県	体操、卓球、ハンドボール、ウエイトリフティング、ソフトテニス、柔道、空手道、ボート

## 2 県実行委員会の組織概要



## 3 県勢選手の入賞件数 (8位以内) の推移

種目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
団体競技	11	8	14	14	11		16
個人競技	19	23	34	44	24		42
総計	30	31	48	58	35	中止	58

## 1 学力向上に向けた取組の現状と課題

### 【現状】

- (1) 全国学力・学習状況調査から見た本県児童生徒の学力
  - 令和3年度 本県の結果
    - 小学校 教科調査 10位(国・算) 授業理解度 35位
    - 中学校 教科調査 9位(国・数) 授業理解度 40位
    - ・平均正答率は、小中ともに全国平均以上(全国上位水準を維持)
    - ・中位層の割合が低く、上位層の割合が高い(授業改善の成果)
    - ・下位層の割合は全国と同程度(改善傾向なし)
    - ・平日の読書時間が全国平均を下回る(若干の改善傾向あり)
  - 令和4年度 実施教科等
    - ・国、算・数、理科(4年ぶりに理科を追加実施 H24、H27、H30、R4)
    - ・実施予定日：令和4年4月19日(火)
- (2) えひめICT学習支援システム(EILS：エイリス)の開発
  - CBTシステム
    - コンピュータ上で、テストを作成・出題・解答するためのシステム
  - 調査結果分析システム
    - 瞬時に採点・集計し、成果や課題を分析するためのシステム
    - 2つのシステムで構成されるEILS(CBT版県学力診断調査で活用済)

### 【課題】

- (1) 小中学生の授業理解度が低い
- (2) 下位層の割合が全国と同程度
- (3) 中学生の英語力に課題(R1調査で全国平均以下)
- (4) 平日の読書時間が短い(適度な読書量は学力と相関関係あり)

## 2 えひめ版学力向上推進事業

- (1) 県独自のCBTシステム本格運用 及び システム改編
  - 第I期(R4～R6)運用開始 ※ランニングコスト 県費1/2、市町負担1/2
  - システム改編により、多様な形の問題を配信
    - 「ヒント機能」「誤答再チャレンジ機能」「タイムトライアル機能」等
    - 下位層：「分かる・できる」 上位層：「上を目指す楽しさ」
  - 「電子版読書通帳 Web アプリ」「タイピング検定 Web アプリ」開発・運用
- (2) これまで成果のあった取組の継続・発展
  - 全小中学校への学力向上推進主任の設置 及び 研修会の開催
- (3) 中学生対象英語力向上講座の実施
  - 民間英会話講師による、英検3級取得を目指したオンライン講座



## 不登校対応の充実

義務教育課

### 1 不登校対応の現状と課題

#### 【現状】

- 不登校児童生徒数は 公立小・中ともに増加 281人増(小78人増、中203人増)  
国公立小・中ともに増加 273人増(小78人増、中195人増)

年度	愛媛県(公立)			前年比	愛媛県 (国公立)		全国 (国公立)	
	小	中	計		出現率 (1,000人当たり)	順位	小中計	出現率 (1,000人当たり)
H28	207人	985人	1,192人	+93人	11.4人	9	13万3,683人	13.5人
H29	243人	935人	1,178人	-14人	11.4人	3	14万4,031人	14.7人
H30	323人	1,067人	1,390人	+212人	13.5人	3	16万4,528人	16.9人
R1	420人	1,089人	1,509人	+119人	14.9人	5	18万1,272人	18.8人
R2	498人	1,292人	1,790人	+281人	17.7人	12	19万6,127人	20.5人

#### 【課題】

- 新規の不登校児童生徒の出現を抑制      ○ 多様で適切な教育機会の確保

### 2 不登校対応の充実に向けた取組

#### (1) 相談事業の推進

- スクールカウンセラー活用事業(H13～)

児童生徒の内面にあるストレスや不安を解消するため、「心の専門家」である臨床心理士等の資格を有するスクールカウンセラーなど62人を拠点校である中学校に配置し、近隣の小中学校及びそれ以外の小中学校(訪問要請校)も含めてカウンセリングを行う。

- ハートなんでも相談員設置事業(H16～)

退職教員や主任児童委員等、児童生徒にとって相談しやすい身近な相談員96人をハートなんでも相談員として小中学校に配置し、教育相談を行う。

#### (2) 不登校児童生徒等支援事業(R2～)

- 校内サポートルーム設置事業

専任教員等を配置し、教室に入りづらい生徒に対して支援を行う校内サポートルームを令和3年度の4校から令和4年度には8校に拡充し、モデル校で得た知見やノウハウを全県に波及させる。

- 関係機関との連携を図るコーディネーターの設置

- 不登校児童生徒に対する経済的支援

経済的に困窮している家庭の不登校児童生徒に対して、適応指導教室等に通うための交通費や、体験活動及び実習等に要する費用を補助する。

- フリースクール連携推進事業

一定の要件を備えたフリースクールを補助対象フリースクールとして選定し、その補助対象フリースクールが実施する教育活動に対して助成を行う。

#### (3) 県教委による人的支援(R4)

	小	中	計
中1ギャップ・小1プロブレムへの対応のための非常勤職員を128校に配置	34人	100人	134人
養護教諭の支援のための非常勤職員を28校に配置	9人	19人	28人
<b>合 計</b>	<b>43人</b>	<b>119人</b>	<b>162人</b>

## 令和4年度 高等学校ICT活用授業改善推進事業の概要

### 1 目的

令和4年度から実施される新学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業及び評価の改善の重要性が示されており、大学入試では、生徒の学力の3要素を多面的・総合的に評価する方法への転換が図られている。また、1人1台端末の本格的な運用が始まる中、授業実践に対する技術的なサポートや「公衆送信（インターネット）」を利用した学習環境の保障等、ICTを活用した授業への転換が加速度的に求められる。

そこで、大学入学共通テスト等に対応した問題作成や生徒の多面的な力を引き出す課題の設定と適切な評価方法に関する研究に加え、今まで以上にICTを活用した授業改善に関する研究を行うことで、生徒の資質・能力を育成するPDCAサイクルを構築し、本県の未来を拓く人材の育成に資する。

### 2 事業概要

県教育委員会が指定した「授業改善推進校（推進校）」10校が、新しい時代に求められる生徒の資質・能力の育成につながる課題設定や評価に関する実践研究、ICTを活用した実践研究及び効果検証を行う。また、ICT活用実践に対するサポート（デジタル教材等の整備）や1人1台端末を最大限活用するため、「公衆送信（インターネット）」を介して利用する教材等に係る著作権料（補償金）を負担する。

さらに、県立高等学校・中等教育学校55校（全日制）に対するICT教育推進ガイドラインの実践的な研究への支援を行う。

### 3 主な取組

- 推進校によるICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた公開授業と、参観教員による研究協議の実施
- 生徒の多面的な力を引き出す課題の設定や、ルーブリックを用いた評価に関する研究
- 生徒の学びの記録であるポートフォリオの効果的な設定と評価に関する研究
- 大学入学共通テスト等に対応した問題の作成等に関する研究
- 外部講師による講演会や研修会等の実施
- 多面的な評価やICTを活用した授業改善に関する先進校視察や報告会の実施
- ICT教育推進ガイドラインの実践研究へのデジタル教材の購入支援
- 授業目的公衆送信補償金制度の活用（著作権料（補償金）を県が負担）

## 令和4年度 えひめ版STEAM教育研究開発事業の概要

### 1 目的

Society5.0 など不透明な時代を切り開き、愛媛の未来を牽引するリーダーとして、文系・理系の枠を超えた広い視野・知識・技能や行動力を備えた人材の育成が求められている。

そこで、文理の枠にとらわれない教科横断的な学びの中で、実社会での問題を発見し、解決する資質・能力を育成するSTEAM教育に、データサイエンスやプログラミングに関する教育を加えた「えひめ版STEAM教育」を確立し、「多面的に学び、考える力」を育成するとともに、その成果を県下一円の県立高校等へ普及することにより、就職・進学指導の強化を目指す。

### 2 実践校

- (1) 三島高校（普通科・商業科）
- (2) 松山南高校（普通科・理数科）
- (3) 八幡浜高校（普通科・商業科）

### 3 主な取組

- (1) 教科横断型授業及びデータサイエンスを取り入れた課題研究のメソッドの確立
  - ・産学官と連携した教科横断型授業及び課題研究の実施
  - ・大学教授や地域人材等を活用した講演会や講座の実施
  - ・県外フィールドワークにより、大学の研究室見学や企業見学等の実施
  - ・STEAM教育支援員によるロボットや3Dプリンターを扱う講座における生徒の学習のサポート
- (2) プログラミング教育の導入に向けた環境整備
  - ・プログラミング教育を推進するための教材の整備
  - ・3Dモデルを具現化するための備品の整備
- (3) 教職員の指導力向上
  - ・実践校で公開授業の実施
  - ・外部講師を招聘し、STEAM実践講座の実施
  - ・東京都、岐阜県、兵庫県などの先進校の視察及び帰県後の研修会の実施
- (4) 「えひめ版STEAM教育」の成果発表及び普及
  - ・えひめスーパーハイスクールコンソーシアム等での成果発表
  - ・地域や国内外の大学・企業等と連携した研究
  - ・科学系コンテストをはじめ、地方創生や統計に関するアイデアコンテスト等への積極的な参加・成果発表

## 令和4年度 えひめ高校生次世代人材育成事業の概要

### 1 目的

将来を担う若者が参加する「日本の次世代リーダー養成塾」に、県内の高等学校及び中等教育学校に在学する生徒を入塾させ、国内及び国外から参加する高い志を持った生徒との交流を通して、世界的な視野で発想、思考、行動できる次世代を担う人材の育成を図る。

### 2 「日本の次世代リーダー養成塾」概要

改革派知事、学界、経済界で組織する地方分権研究会により、平成16年に発足し、一般社団法人日本経済団体連合会会長が塾長を務めている。国内及び国外の高校生（170名程度）が参加し、講義やディスカッション等を通して、世界に通用する人材を目指して合宿を行っている。

### 3 事業の概要

(1) 参加生徒数 県内の高校生10名程度

(2) 日程 7月26日（火）～ 8月8日（月）

(3) 場所 福岡県及び佐賀県

(4) 主な活動内容

① 各界を代表する講師陣による講義

② 講義後のディスカッション

③ 「アジア・ハイスクール・サミット」（アジアの未来を担う各国の高校生との議論）

④ 企業の精鋭によるクラス担任制度

(5) 主な講師・担任企業・参加国（令和3年度）

①講師：マハティール・モハマド（マレーシア前首相）、明石康（元国連事務次長）、山本太郎（長崎大学教授）、山口祥義（佐賀県知事） 他

②担任企業：九州電力株式会社、株式会社ふくや、サッポロビール株式会社 他

③参加国：マレーシア（マレーシア次世代リーダー養成塾とオンラインで交流）等

### 4 成果の普及

(1) 事前研修会

(2) 事後研修会「えひめ高校生次世代人材育成塾」

地域の有識者を講師として招き、養成塾参加者が県内各校の代表生徒とともに、「日本の次世代リーダー養成塾」で学んだディスカッション等の手法等を用いて近辺地域の問題解決に取り組むことで、地域の課題に目を向け、課題解決にグローバルな視点から主体的に取り組む生徒の育成を図る。

(3) 報告会の開催

県内各校の代表生徒に対し、「日本の次世代リーダー養成塾」に参加した生徒による報告会を実施することによって、成果の普及と深化を図る。

## 令和4年度 えひめ英語力向上特別対策事業の概要

### 1 目的

学校における英語教育の課題を踏まえ、新学習指導要領の全面実施に向けた準備を進めるとともに、グローバル化が進展する社会にあって、本県の高校生の、英語による思考力・判断力・表現力等を高め、発信力の育成を図る。

### 2 実施内容

(1) 英語教育フェスタ

大学教授、外部検定試験団体職員、オンライン英会話業者等を招いて、最新の英語教育に関する情報を、各校の代表生徒及び教員に提供する。

(2) チャレンジサマースクール

県立高校・中等教育学校の生徒100名程度を対象に、2泊3日の英語力向上のための英語キャンプを実施する。大学教授等によるセミナーの他、外国人留学生等及び外国語指導助手によるワークショップや各種交流活動等を通して、生徒の総合的な英語力向上を図る。

(3) 外国人講師等による英語力向上講座

各県立高校・中等教育学校において、県内在住の外国人等を講師として、生徒の総合的な英語力の向上や異文化理解促進等に資する講座を実施する。

## スーパーサイエンスハイスクール事業の概要

### 【松山南高校】(平成14年度～5期目)

#### 1 研究目的

これまで開発してきたプログラムやその成果を基にした、実践的な研究開発を行い、科学系人材育成プログラムを更に発展させるとともに、その普及を図る。

#### 2 研究開発課題 「新しい価値を創生する国際競争力を持った科学技術人材育成—Society5.0の実現に向けたSTEAM教育—」(令和2年度から)

#### 3 研究の概要

- (1) 教育課程に「データサイエンス」「スーパーサイエンス」を設け、全校体制で課題研究に取り組む。
- (2) 地域の大学、研究機関、企業との連携を強化し、キャリアデザイン能力を育成する。
- (3) 卒業生によるメンター制度の充実
- (4) 高大接続に関する研究開発の実施
- (5) 国際性を養いコミュニケーション能力を高めるための海外科学交流を実施
- (6) 県下高校の課題研究支援ネットワークの構築
- (7) 地域の理数教育のレベルアップを図るため、高校生アドバンストサイエンスチャレンジを開催
- (8) SSH事業の評価法の開発

### 【宇和島東高校】(平成25年度～2期目)

#### 1 研究目的

第1期での取組の拡充を図るとともに宇東SSH科学の祭典等を新規開催することで、生徒の科学的探究能力、コミュニケーション能力、国際性、地域貢献力等を高め、「科学の力」で地域に貢献できる科学技術人材を育成する。

#### 2 研究開発課題 「Regional Innovation —「科学の力」で地域を変える—」(平成30年度から)

#### 3 研究の概要

- (1) 課題研究の質の向上を図るため、組織的サポート体制の確立、宇東サイエンスメンター制度の導入、教員の指導力向上研修の実施、メール等の活用
- (2) 海外研修を中心とした国際性育成に関する指導の拡充
- (3) 愛媛大学等で実施する科学体験研修の内容の拡充
- (4) 卒業生の協力による科学体験研修の実施
- (5) 科学系部活動の質を高め、コンテスト等でより高いレベルの成果を目指させる。
- (6) 児童生徒や教員等と連携し、科学の有用性が体感できる地域サイエンス事業の実施
- (7) 近隣のSGH経験校、SPH経験校、行政や企業等との連携
- (8) ポートフォリオの作成、ルーブリックの継続的改良、卒業生の追跡調査により、生徒や教育プログラムの評価と事業検証の実施

### 【西条高校】(平成30年度～1期目)

#### 1 研究目的

学校全体で課題研究に取り組み、探究文化の裾野を広げることで理数教育を充実させるとともに、地域を誇りに思い、地域に貢献でき、世界で活躍できる総合力を身に付けた「マルチリーダー」の育成を図る。また、そのためのカリキュラム開発と、生徒全員が課題研究に取り組むための支援体制、組織を構築する。

#### 2 研究開発課題 南海トラフ地震の学びを通じた多次元マルチリーダー人材育成

#### 3 研究の概要

- (1) 学校設定科目「基礎科学セミナー」「有法子」「マルチサイエンスⅠ」「マルチサイエンスⅡ」を設定、全校生徒での研究開発
- (2) 協働型サイエンス・テクノロジー体験プログラム
- (3) 協働型イギリス・スタディツアー(海外研修)
- (4) 科学実験出前講座
- (5) 地域企業と連携した課題研究推進体制の構築
- (6) 外部コーディネーターによる課題研究支援者派遣システム
- (7) 西条市との課題研究支援協力体制の構築
- (8) 課題研究の指導に不慣れな教員への支援体制

## 令和4年度 えひめ未来創造人材育成事業の概要

### 1 目的

学習指導要領において、持続可能な社会の構築の視点が盛り込まれているとともに、社会構造や雇用環境が急速に変化し、急激な少子高齢化が進む本県においては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、地域社会の課題解決に取り組んでいかなければならない。

そこで、学校教育の中で、愛媛の未来を担う高校生による、地域の課題について地域社会と連携しながら解決を図る体験的な活動を実施し、いつまでも安心・安全に住み続けられる街づくりや、地域に生きる主権者として望ましい合意形成の在り方等について、高校生が学習することを通して、持続可能な社会の実現に向け、地域社会で主体的に活動できる人材の育成を目的とする。

### 2 事業の概要及び実施対象校

指定校において、情報を活用する力の育成や、成年年齢の引き下げへの対応、地方創生への取組などの現代社会の課題解決に向けた活動を実施する。また、全ての県立高等学校等において、政治・選挙や消費者問題への関心を高めるための体験的活動等を実施する「主権者・消費者育成プログラム」と、地域社会との共生を図る活動を企画し、実践する「地域の課題発見・解決プログラム」を行う。

#### (1) えひめ未来創造人材育成プロジェクト（指定校事業）

##### ア 実施校の指定（期間1年）

指定校については、各学校から提出のあった「えひめ未来創造人材育成プロジェクト実施計画書」を審査し、6校程度（地域連携強化型3校程度、地域資源活用型3校程度）を指定する。

※地域連携強化型：地域課題を解決するため、地域に根差した取組を実践する。

※地域資源活用型：課題解決のための実践に加え、先進地を視察する。

##### イ 活動内容（1校当たり事業経費年間50万円程度）

指定校は、情報を活用する力の育成や、成年年齢の引き下げへの対応、地方創生への取組などの現代社会の課題解決に向けた活動を実施する。

（実践例）・高校生としての情報リテラシー教育への取組

- ・主権者・消費者教育推進のための系統的なカリキュラム開発
- ・SDGs達成に向けた地元企業やNPO法人と連携した取組
- ・環境保全や自然保護に向けた大学と連携した取組 など

#### (2) 未来へつなぐ社会共生プロジェクト

##### ア 主権者・消費者育成プログラム

##### （ア）実施校（期間1年）

県立高等学校・中等教育学校（全日制・定時制・通信制課程、専攻科）のべ67校（分校9校を含む。）

##### （イ）活動内容（1校当たり事業経費年間1.1万円程度）

これまで、政治や選挙、消費者問題に関する体験学習等を実施してきたことで、生徒の政治的教養や消費者としての意識を高めてきた。今後は、成年年齢が18歳へ引き下げられたことを受け、主権者教育・消費者教育の指導方法について、更に研究を深め、地域社会に生きる主権者・消費者として、自ら考え行動できる人材の育成を図る取組を推進する。

- （実践例）・選挙管理委員会関係者、NPO法人、消費生活センター等と連携した講演、講座やその後の討論の実施、模擬投票や模擬議会の実施
- ・市町等と連携した地域の課題現場の見学と報告会等の実施
  - ・一人1台端末を活用した、定期的なオンライン討論会の実施 など

##### イ 地域の課題発見・解決プログラム

##### （ア）実施校（期間1年）

県立高等学校・中等教育学校（全日制課程）55校（分校8校を含む。）

##### （イ）活動内容（1校当たり事業経費年間5万円程度）

これまで、地域の様々な世代の人々との交流活動等を通して、他者を思いやるとともに、自己を肯定する、豊かな心を持つ生徒の育成を図ってきた。引き続き、心豊かな高校生が、地域の活性化に貢献するとともに、地域の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて主体的に行動することを通して、持続可能な社会の創り手の育成を図る取組を推進する。

- （実践例）・高齢者介護施設での交流や幼児との農業体験を通じた交流
- ・地域課題解決に向けた活動の企画・実践
  - ・地域の伝統文化の伝承の講習会参加
  - ・保育園児や高齢者施設利用者一人一人とのオンライン交流の実施 など

## 県立学校振興計画（魅力ある学校づくり推進事業）

### 1 県立学校振興計画策定

<p>《計画期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度～14年度の10年間</li> <li style="margin-left: 20px;">〔前期5年間：学校ごとの具体的な整備計画を提示〕</li> <li style="margin-left: 20px;">〔後期5年間：再編整備の方向性を示す〕</li> </ul> <p>《整備基準の設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情を踏まえた適正規模や分校化基準等の設定</li> <li>・ 地域活性化の核となる学校の在り方</li> </ul> <p>《整備パターンの提示》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣校の統合による大規模校化</li> <li>・ キャンパス制<sup>※</sup>の導入 ※小規模校が近隣校と連携し適正規模の学校に準じた教育環境を確保</li> <li>・ 島しょ部・中山間部における小規模校の在り方</li> <li>・ 地域の実情を踏まえた分校化や募集停止対象校の設定 など</li> </ul>
---

#### (1) 計画検討委員会の開催

- ・ 学識経験者、県外有識者、経済関係者、地域関係者、PTA関係者、学校関係者で構成する委員会で、各地区からの意見や課題等を踏まえて、**県が策定する学校振興計画(案)に対して、指導・助言を行う。**

##### 《委員構成（計12名）》

学識経験者1名、県外有識者3名、経済関係者3名、地域関係者2名、PTA関係者1名、学校関係者2名

#### (2) 地域協議会の開催

- ・ 市町長及び市町教育委員会教育長、地域住民、小学校長、中学校長、高等学校長等で構成する協議会で、**各地区で説明会や協議会を実施し、地域の意見や課題等を聴取する。**
- ・ 県内8地区（四国中央、新居浜、西条、今治・越智、松山・伊予・上浮穴、大洲・喜多、八西・西予、宇和島・南宇和）に設置する。

##### 《会員構成（8地区 計166名）》

市町長20名、市町教育長20名、地域住民40名、公立小学校長20名、公立中学校長20名、県立高等学校・県立中等教育学校長46名

#### (3) 地域説明会の開催・パブリックコメントの実施

- ・ 学校振興計画(案)について、**各地区での説明会や、パブリックコメントを通じ、広く地域住民等の意見を聴取する。**

#### (4) 策定スケジュール



令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度～
学校振興計画(案)の検討	素案公表	パブコメ	計画策定
・ 検討委員会の設置→学校振興計画について審議依頼を受け報告 ・ 地域協議会の設置→各地区における意見や課題等の聴取			計画の実施

## 2 県立学校魅力化推進

### (1) 本校・分校連携推進モデル校

- ・キャンパス制の導入に向け、モデル校において、ICTを活用した遠隔授業の実践や学校間バス運行による生徒交流の在り方について研究する。

#### 《モデル校》

- ①内子ー内子小田、②宇和島東ー宇和島東津島

### (2) ネットワーク校

#### ①小規模校等連携推進ネットワーク校

県内の小規模校の活性化を図るため、生徒が多様な考えた方や見方に触れる機会を増やすことを目的として、合同部活動、合同学校行事等を実施する。

#### 《ネットワーク校》

- ①三島ー土居、②大洲ー長浜、③宇和ー宇和三瓶ー野村

#### ②職業学科等連携推進ネットワーク校

職業学科の活性化を図るため、農業科・水産科等の生産物を商業科等が流通・販売したり、農業科・水産科等が生産や加工で使用する機械を工業科が改良・整備したりする。(今年度は、各ネットワーク校で研究・開発した地域PR商品を、実際に製品化し販売するなど発展させることとしている。)

#### 《ネットワーク校》

- ①小松(家庭)ー東予(工業)ー丹原(農業)

【地域素材を生かしたジャム等の販売及び地域イベントへの出展】

- ②八幡浜(商業)ー八幡浜工業(工業)ー川之石(総合)

【地域の観光スポットにおける空き家活用プロジェクト】

- ③宇和島東(商業)ー宇和島水産(水産)ー吉田(工業)ー北宇和(農業)  
ー北宇和三間(農業)

【地域の海産物や農産物を活用し、商品化したものを販売】

### (3) 普通科等の在り方研究

概要： 県立学校魅力化の重要な要素となる普通科改革を始め職業学科・総合学科改革に取り組むため、国の新しい時代の高等学校教育の在り方研究ワーキンググループ委員等を講師とした講演等を、県立学校振興計画検討委員会や教員研修等において実施する。

また、これらの取組において実績を上げている先進県・高校の事例を学び、その成果を報告・協議することで県立学校の改革を推進するための他県視察を実施する。

視察先：北海道、宮城県、東京都、愛知県、京都府(京都市)、島根県



# 人権意識の高揚と指導者育成に向けた取組

(人権教育課)

## 1 愛媛県人権・同和教育基本方針（平成25年6月策定）

愛媛県人権施策推進基本方針の具現化を図り、21世紀を人権の世紀とすべく、これまでの同和教育の成果や視点を継承するとともに、国際的な潮流やその取組に学びながら、県民の人権尊重の意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す人権・同和教育を推進する。

### 愛媛県人権施策推進基本方針（平成16年12月策定 令和2年第三次改訂）

基本理念：人権という普遍的な文化の創造

基本方針の目指すもの： 子どもから高齢者まで県民一人ひとりが生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことができる「愛顔のあふれる愛媛県」の実現を目指します。

## 2 県民の人権意識の高揚に向けて

### (1) 愛媛県人権・同和教育研究大会

同和問題をはじめとする様々な人権問題の早期解決のために、県内の研究成果と実践を交流し、今後の人権・同和教育の推進と差別解消への道筋を明らかにする。

- 開催日 11月10日（木）
- 全体会場 松山市民会館（予定） 分科会場：松山市民会館等（予定）
- 参加者 約2,400人  
学校教育関係者・社会教育関係者・行政・各種団体・関係諸機関等

### (2) 地区別人権・同和教育研究協議会

学社融合の視点から、学校教育・社会教育関係者を対象に、授業公開や教育・啓発の実践報告に基づいた研究協議等を1日の日程で実施する。

- 開催日 東予：11月1日（火） 中予：10月18日（火） 南予：10月20日（木）  
新居浜市 久万高原町 伊方町

### (3) 人権・同和教育訪問

学校や市町の人権・同和教育推進体制や進捗状況を把握するとともに、推進上の課題を解決するための指導や支援を行う。

## 3 指導者の育成に向けて

### (1) 各種指導者研修会の実施

- 小中学校・高等学校の人権・同和教育主任および推進主任研修会
- 市町社会教育担当者および地域社会人権・同和教育リーダー育成等の研修会
- 市町人権・同和教育推進者養成講座等への講師派遣

### (2) 指導者用人権・同和教育資料集の作成

県民の人権尊重意識の高揚を図り、学校教育・社会教育における人権・同和教育の質の向上を図るため、学校及び市町の人権・同和教育指導者が、学習・啓発活動において活用できる資料を、学校や関係機関等へ情報提供する。

## いじめ防止対策の充実

(人権教育課)

- 1 愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針（平成26年3月策定、平成29年8月改定）  
いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめ問題に対峙することを目的として策定。

### 2 いじめ防止対策体制整備事業（事業開始：平成26年度）

#### (1) 愛媛県いじめ問題対策本部会議（いじめ対策アドバイザー設置）

事業の目的	県立学校におけるいじめの重大事態等の問題について、県教育委員会がその解消に向けた組織的な取組を推進するため、副教育長を本部長として会議を開催し、幅広い外部専門家のいじめ対策アドバイザーと協力し、具体的でより効果的な方策や対応等について協議を行い、県立学校を支援する。
参加者	副教育長、指導部長、関係各課の課長及び担当者、いじめ対策アドバイザー
備考	第1回会議（5月中旬） 2回目以降は、必要に応じて招集する。

#### (2) 愛媛県いじめ問題対策連絡協議会

事業の目的	県内全域におけるいじめの防止等に関する推進状況を確認するとともに、その在り方について協議することを通して、県、市町教育委員会、学校、関係機関等との連携の強化を図る。
参加者	副教育長、指導部長、各市町教育委員会のいじめ対策担当者 小中学校長会代表者、関係機関、県関係者等
備考	5月25日に連絡協議会を開催 2月10日「愛媛県いじめ防止対策指導者研修会」として実施

### 3 いじめ等相談体制構築事業

#### (1) 「いじめ相談ダイヤル24」委託事業（事業開始：平成19年度）

事業の目的	いじめ問題等への対応に万全を期すため、電話の相談活動を実施。国の1/3の補助を受け、365日24時間体制で子どもや保護者等からの相談に応じる。
相談員	平日は、県教育委員会職員、夜間・土日・祝日は外部民間委託業者
備考	一般競争入札にて、民間委託業者を決定する。

#### (2) SNS活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」委託事業（事業開始：令和元年度）

事業の目的	いじめ問題等の様々な不安や悩みによる問題の深刻化を未然に防止するため、国の1/3の補助を受け、中高生が気軽に相談できるSNSによる相談を、毎週火・木曜日の18:30～21:30に行う。
対象	県内全ての中高生 約75,000人
備考	公募型プロポーザルにて、民間委託業者を決定する。

### 4 いじめSTOP愛顔の子どもサポート事業（事業開始：令和3年度）

事業の目的	県内全ての学校をオンラインで接続したライブ授業を実施し、えひめの子どもたちによるいじめ防止に向けた学校づくりを、社会総ぐるみで推進するとともに、県全体への普及啓発及びサポート体制の構築を図ることを目的とする。
参加者	県内小学生・中学生・教職員、市町担当者、PTA関係者等
備考	11月17日(木) 県内の小中学校にて一斉開催予定。 公募型プロポーザルにて、民間委託業者を決定する。

## 特別支援学校の教育環境の整備・充実

### 特別支援教育課

各特別支援学校の児童生徒の障がいの状態等を踏まえ、教室不足対策やスクールバスの更新など、施設・設備の整備充実を進める。また、特別支援学校における高度な医療的ケアに対応するため、医師、学識経験者等との連携を図るとともに、看護師と特別支援学校教員による医療的ケアの安全・安心な実施体制の整備を充実する。

#### 1 特別支援学校の施設・設備の整備

- 知的障がい特別支援学校の児童生徒数の増加による教室不足に対応するため、学校新設や校舎建築により対応してきたところ。今後も在籍者数が増える可能性があり、国が策定した「特別支援学校設置基準」を踏まえた特別支援学校環境整備を具体的に検討する。

#### 2 特別支援学校スクールバス整備事業

- しげのぶ特別支援学校のスクールバスについて、老朽化への対応をするため、令和4年度中に現在の中型スクールバス2台を更新する。
- 令和2年度より、スクールバス内での密集状態を緩和し、感染リスクを低減するため、バスを増便（登校便のみ）して運行しており、令和4年度も継続して運行する。

#### 3 特別支援学校医療的ケア実施体制充実事業

- 人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への安全・安心な医療的ケア実施のため、県立学校医療的ケア運営協議会の設置や指導医の派遣、医療的ケア看護職員等の研修などの必要な措置を講じ、医療や福祉等の関係機関、保護者等と連携した校内支援体制の構築を図る。

## 障がいのある子どもに対する支援体制の充実

全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識や技能を有することができるよう、広域的な支援体制の構築や地域リーダーの養成等支援体制の整備・充実を図る。また、概ね全ての特別支援学校教員が、特別支援学校教諭免許状を取得することを目指して、免許法認定講習を実施し、保有率向上による教員の専門性を担保する。

#### 1 発達障がい等教育支援体制構築事業

- 全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識や技能を有することができるよう、既存の職務別・課題別研修を体系的に実施することに加え、特別支援教育専門性向上アドバイザーを設置し、地域や学校への研修支援等を行うとともに、地域で中核となる地域リーダーの養成等、教員の専門性向上に向けた広域的な支援体制の構築を図る。

#### 2 特別支援学校ICT活用レベルアップ研修

- 一人一台端末の配備が完了した各特別支援学校において、ICTを効果的に活用し、児童生徒の障がい特性や教育的ニーズに応じた指導が充実するよう、「特別支援学校ICT活用レベルアップ研修」を実施する。

#### 3 免許法認定講習

- 特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定講習を実施し、特別支援学校教諭免許状の保有率向上による教員の専門性の担保に努める。